

山梨県公報

号外第四十八号

平成二十四年
八月一日

水曜日

目次

告示

道路の路線廃止

告示

山梨県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により、次のとおり県道の路線を廃止する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年八月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月一日

山梨県知事 横内 正明

整理番号	路線名	終起点	重要な経過地
54	上黒駒石和線	笛吹市御坂町上黒駒 笛吹市石和町下平井	

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番